

共同募金事業活動助成要領

1 趣旨	市民から寄せられた募金について、共同募金の趣旨に沿い、地域福祉の推進のために助成するものとします。
2 助成対象団体等	共同募金の助成を受けることができる団体は、次のとおりです。 (1) 市民の福祉向上に関する事業を行う民間福祉施設及び福祉団体 (2) 社会福祉法人白山市社会福祉協議会
3 助成対象とならない団体・事業等	次に該当する団体や事業は、助成の対象となりません。 (1) 団体設立後、1年を経過しない団体等 (2) 国又は地方公共団体が経営している事業 (3) 政治、宗教等の運動の手段として行われている事業 (4) 営利を目的としている事業 (5) 助成金以外の財源で実施することが適当と認められる事業
4 助成対象とならない経費	次の経費は、助成の対象となりません。 (1) 借入金の償還又は利息の補填金 (2) 積立金に繰り入れる資金 (3) 人件費
5 助成の申請	助成を希望する団体は、次の書類を添えて助成申請をしてください。 (1) 助成申請書 (2) 助成金事業明細書 (3) 団体の申請前年度事業計画書及び予算書
6 申請期間	助成申請受付期間は、平成29年1月23日(月)～2月17日(金)です。
7 助成の決定	助成先及び助成額は、白山市共同募金委員会運営委員会及び審査委員会で決定されます。
8 助成金の交付	平成29年6月頃に交付予定です。
9 事業の報告	事業完了後、事業実績報告書を提出してください。その際、事業内容記載のパンフレット、写真、領収書のコピー等を提出してください。
10 共同募金事業の明記	助成を受ける団体は、事業計画、予算・決算書及び事業実施時の資料に、その事業が共同募金の助成事業であることを明示してください。
11 申請内容の変更	助成金は、事業内容を指定します。申請後、やむを得ない事情により申請内容を変更するときは、速やかに変更申請書を提出してください。
12 助成金の経理	助成金の使途経理については、常に内容を明確にしておいてください。
13 助成の取消処分	助成を受けた者が、助成金を申請事業以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
14 申請資格の停止	助成取り消しの処分を受けた団体は、取り消された日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、助成申請をすることができなくなります。